

第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務委託仕様書

第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務を行うに当たっては第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務委託契約書の定めのほか、本仕様書の定めによるものとする。

1 業務名

第14回食育推進全国大会 in やまなし準備業務

2 大会の概要

- ・主 催 農林水産省、山梨県、甲府市、第14回食育推進全国大会山梨県実行委員会
- ・日 程 2019年6月29日（土）、30日（日）
- ・会 場 （メイン会場）アイメッセ山梨
（サブ会場） 甲府駅周辺
- ・開催内容 開会式、引継式、講演会、シンポジウム、
ステージイベント、出展ブース、販売飲食ブース 等
- ・来場予定者数 約2万人
- ・大会テーマ 食がつなぐ人と未来
～健康寿命日本一の富士の国やまなしから全国へ～
- ・大会マスコット 「ふじぺろりん」



[キャラクター]

とっても食いしん坊で、明るく元気な男の子。お気に入りのお箸とお茶碗で、何でもぺろりと食べちゃいます。好きな言葉は「いただきます」と「ごちそうさまでした」。

- ・大会開催経費（平成31年度） 約25,000千円（メイン会場分）

※サブ会場分は別途協議

3 委託業務の内容

(1) 業務内容

ア 大会開催にあたっての提案

第14回食育推進全国大会 in やまなしを効果的かつ円滑に進め、山梨らしい大会とするため、大会実施年度に主催者が確保する予算の範囲内で実施可能な、独自性のある企画の立案、運営に向けての協力・助言を行う。なお、メイン会場・サブ会場それぞれで行う内容で、現時点で決まっている事項については問い合わせること。

イ 実行委員会事務局の支援

準備業務が、効率的に円滑に進められるように、大会実施に必要な各種計画書や積算書の作成など、第14回食育推進全国大会山梨県実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）の支援を行う。

(2) 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

4 留意事項

(1) 基本的事項

受託事業者は、第3次やまなし食育推進計画、第2次甲府市食育推進計画に記載の内容を熟読し、過去の大会の実施状況を参考とすると共に、全国大会の開催趣旨及び第14回食育推進全国大会の大会テーマを理解の上、3の業務を行うこと。また、農林水産省、山梨県、甲府市及び第14回食育推進全国大会山梨県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と調整の上、業務を進めること。

(2) 大会開催にあたっての提案

ア メイン会場とサブ会場の両会場を有効に活用し、両会場間の来場者の流れをつくりつつ、多くの来場者の確保につながるような企画について具体的に提案すること。また、既に実行委員会等との交渉により実施が決定、または検討されているイベントとの整合性を図ること。

イ 開催日が梅雨時期であることを考慮し、雨天でも多くの来場者の確保につながるような企画について具体的に提案すること。

ウ 山梨県の食育に関する施策や地域資源を最大限に取入れた大会とするための企画について具体的に提案すること。

エ その他、これまでの食育推進全国大会における開催地での効果的な取組や、受託事業者の過去の実績を活かした、大会を盛り上げるための企画について具体的に提案すること。

(3) 実行委員会事務局の支援

実行委員会事務局の全国大会運営に向けた準備作業が円滑に進み、併せて、実行委員会事務局の負担軽減が図られる次の様な業務支援の内容について具体的に提案すること。

ア スタッフ配置計画、警備計画、輸送計画等の各種計画の作成

イ 大会全体の準備等のスケジュール作成

ウ 事業費の積算業務

エ 実行委員会での説明資料の作成

オ (2)で企画したイベント等を実施するための業務

カ その他

5 担当窓口等について

担当窓口及び専任担当者を任命し、打合せをする必要が生じた場合、受託事業者は、山梨県の求めに即時に対応すること。

6 本業務の成果品及び期限

(1) 成果品

以下のア～カについて、紙での提出に加え、MicrosoftOffice2010（Word、もしくはExcel、PowerPoint）で加工可能な電子媒体で提出すること。

- ア 大会内容、運営に係る企画書
- イ スタッフ（国、県、市等）の配置計画
- ウ 警備計画
- エ シャトルバス運行に係る輸送計画
- オ アイメッセ山梨（メインステージや大会議室、交流サロン）等の出演スケジュール
- カ 事業（第14回食育推進全国大会）実施に必要な事業費積算書
- キ 大会全体の準備等のスケジュール作成
- ク 委託業務完了届
- ケ その他、山梨県が必要と認める書類

(2) 納期

(1)の成果品の納期は次のとおりとする。

- ア 平成31年3月上旬（※）
※概要版を平成31年1月上旬までに納品。
- イ 平成31年1月下旬
※概要版を平成30年11月下旬までに納品。
- ウ 平成31年1月下旬
- エ 平成31年1月下旬
- オ 平成31年3月上旬
- カ 平成30年11月下旬
※平成31年3月上旬までに事業費の内訳等に変更があれば、(1)のア、オとともに確定版を納品。
- キ 平成30年11月下旬
- ク 平成31年3月下旬
- ケ 山梨県と別途協議して決定

(3) 実績報告書

(1)の成果品の納品に加え、業務概要をとりまとめた実績報告書(収支決算書を添付)を事業完了後10日以内に山梨県へ提出すること。

7 その他

(1) 成果品の著作権は山梨県に帰属する。

(2) 当該業務として作成した各種コンテンツは、山梨県のホームページ等での二次使用、また、ポスター、パンフレット、会議資料等への掲載等を行う場合がある。

なお、山梨県が二次使用するにあたり、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、制作に当たっては必要な許諾を得ること。